

## 議案第51号

### 訴えの提起について

下記のとおり、動産撤去土地明渡等の請求の訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

### 記

#### 1 相手方の住所及び氏名

居所不明



#### 2 事件名 動産撤去土地明渡等請求事件

#### 3 事件の内容及び請求の趣旨

市が管理する八日市ロードステーションに、相手方が所有する自動車が放置されていることを令和6年9月5日に市が確認した。相手方は現在に至るまで当該自動車を放置しているため、市は、相手方に対し当該自動車を撤去し土地を明け渡すこと並びに損害賠償及び訴訟費用の支払いを求めるものである。

#### 4 事件に関する取扱い

本件については、必要に応じて、和解及び上訴をすることができるものとする。